

設計課題 「歯科診療所併用住宅〔鉄筋コンクリート造〕」

1. 設計条件

- ある地方都市の市街地において、歯科診療所併用住宅を計画する。
 なお、計画に当たっては、次の①～⑤に特に留意すること。
- 住宅部分の居室(書斎を除く)においては、日照に配慮する。
 - 歯科診療所部分と住宅部分は、出入口をそれぞれ独立して設けるものとし、屋内の1階部分で行き来ができるようにする。
 - 北側道路から南側道路に通じる屋外通路(以下、敷地内通路と呼ぶ)を設け、診療所を利用する患者は、北側道路と南側道路の両方からアプローチできるようにする。
 - 歯科診療所部分においては、診察や治療が行ないやすいよう、各要求室については、適切な配置及び動線計画とする。また、各治療用ブースは、心々2,500 mm×2,200 mm以上を確保する。
 - 建築物の耐震性を確保する。

(1) 敷地

- 形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。
- 第一種住居地域にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- 建蔽率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。

(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- 鉄筋コンクリート造(ラーメン構造)2階建とする。
- 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは9m以下とする。
- 建築物の外壁面及び柱面は隣地境界線から500 mm以上離す。
- 塔屋(ペントハウス)は設けない。

(3) 延べ面積等

- 延べ面積は、「250 m²以上、300 m²以下」とする。
- ピロティ、玄関ポーチ、バルコニー、駐車スペース、駐輪スペース等は、床面積に算入しないものとする。

(4) 家族構成等

- 住宅部分: 祖母(60歳代)、夫婦(40歳代)、子ども(小学生)
- 診療所部分: 祖母(歯科医師)、夫(歯科医師)、スタッフ(歯科衛生士3名)

(5) 要求室

下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階及び室名	特記事項	
歯科診療所部分	待合室	ア. 北側道路と南側道路の両方からアプローチできるようにする。 イ. 履物は履き替えるものとし、履き替えスペース及び下足入れを設ける。 ウ. 待合用のベンチ(計4席以上)を設ける。 エ. キッズコーナー(3 m ² 以上)を設ける。	
	便所(1)	・患者用とする。	
	洗面所	・便所(1)に隣接させる。	
	受付	ア. 待合室に面した位置とする。 イ. 受付カウンター及びカルテを収納する棚を設ける。	
	手術室	ア. 治療用ブース(心々2,500 mm×2,200 mm以上)を3か所設ける。 イ. 待合室から直接行き来できるようにする。	
	消毒スペース	・消毒用のシンク及び作業台を設ける。	
	X線室		
	技工室	ア. コーナーとしてもよい。 イ. 作業台及びいすを設ける。	
	院長室	ア. 面積は、6m ² 以上とする。 イ. 机及びいす、棚を設ける。	
	事務室	ア. スタッフの休憩や更衣などに使用する。 イ. 面積は、8 m ² 以上とする。	
	便所(2)	・スタッフ用とする。	
	物入		
	機械室	・広さは、心々2,000 mm×2,000 mm以上とする。	
住宅部分	1階 玄関	ア. 下足入れを設ける。 イ. 住宅部分の出入口においては、いずれかの道路からアプローチできればよい。	
	2階	居食台	ア. 1室又は2室にまとめてよい。 イ. キッチン、対面キッチンとする。 ウ. 日照に配慮する。 エ. バルコニーと直接行き来できるようにする。
		食品倉庫	・面積は、4m ² 以上とする。
		夫婦寝室	・洋室とし、ウォークインクローゼット(3 m ² 以上)を設ける。
		子ども室	・洋室とし、収納を設ける。
		祖母室	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. 日照に配慮する。
		便所	
		洗面脱衣室	
	適宜	書斎	・面積は、7m ² 以上とする。
		納戸	・面積は、4m ² 以上とする。

(注1) 各要求室においては、床面積・広さの指定がない場合、床面積は適宜とする。
 (注2) 2階にバルコニー(インナーバルコニー又はルーフバルコニーとしてもよい)を設ける。

(6) 外構及びスロープ

- 敷地内通路(有効幅員は1,500 mm以上とする)を設け、北側道路と南側道路との間を行き来できるようにし、両方の道路から診療所へアプローチできるようにする。
- 敷地内の通路の計画において、高低差が生じる場合は、屋外スロープ(勾配は1/15以下)を設ける。
- 屋外に、自転車5台分以上(歯科診療所用3台以上、住宅用2台以上)の駐輪スペースを設ける。
- 屋外に、4台分(歯科診療所用3台以上、住宅用1台)の駐車スペースを設ける。
- 駐車スペース及び駐輪スペースは、ピロティとして計画してはならない。

2. 要求図書

- 下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- 図面は黒鉛筆仕上げとする(定規を用いなくてもよい)。
- 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、5mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてもよいものとする。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1)1 階平面図兼配置図(1/100)	ア. 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 <ul style="list-style-type: none"> 建築物の主要な寸法 室名等 断面図の切断位置及び方向 書斎…書斎机、いす、本棚 納戸…棚
(2)2 階平面図(1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 <ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線と建築物との距離 道路から建築物へのアプローチ、駐車スペース、駐輪スペース、敷地内通路、門(住宅部分及び診療所部分、塀、植栽等) 屋外スロープ(設けた場合)を記入し、勾配を記入する。 道路から敷地への出入口に△印、建築物への出入口に▲印を付ける。 待合室…ベンチ(計4席以上)、下足入れ 便所(1)及び便所(2)…洋式便器 洗面所…洗面台 受付…受付カウンター、いす、カルテ棚 診察室…治療台(2,000 mm×1,400 mm)計3台 技工室…作業台(幅は2,000 mm以上)、いす 院長室…机、いす、棚 事務室…ロッカー、テーブル(4席) 玄関…下足入れ
(3)立面図(1/100)	ア. 南側立面図とする。 イ. スロープについては外観で見える場合に記入する。 ウ. 建築物の最高の高さを記入する。
(4)断面図(1/100)	ア. 切断位置は、南北方向とし、1階・2階それぞれの開口部を含む部分とする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、スラブ、地中梁等)を記入する。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、開口部の内法寸法及び主要な室名を記入する。 エ. 見え掛かりの開口部、階段等(室の対向面に見えるもの)は記入しなくてよい。
(5)部分詳細図(1/20)	ア. 切断位置は、外壁を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、2階屋根部分(屋上のパラペット天端から2階の天井仕上面より下方200 mm以上)とし、外壁の壁心から1,000 mm以上とする。 ウ. 主要部の寸法等を記入する。 エ. 主要部材(大梁、屋根スラブなど必要なもの)の名称・断面寸法・厚さを記入する。 オ. 外気に接する部分(屋根、外壁、その他必要と思われる部分)の断熱措置を記入する。 カ. 主要な部位(屋根、外壁、内壁、天井)の仕上材料名を記入する。
(6)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(7)計画の要点	・建築物及び敷地の計画に関する次の①～③について、具体的に記述する。 ① 診療所部分の計画について、工夫した点 ② 住宅部分の計画について、工夫した点 ③ その他、工夫した点

敷地図
(縮尺:1/500)

